

# IP News Letter

2021年第12号



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

- ◆ 天達共和及び知財部のニュース-----2
  - 天達共和法律事務所 西安支所の開設が承認されました
  - 弊所パートナーの張嵩弁護士が「中国(山東)自由貿易試験区済南片区知的財産司法鑑定業務ステーションの除幕式」で講演
- ◆ 最新の知財動向-----5
  - CNIPA 等が「2022 年冬季オリンピックと冬季パラリンピックのオリンピックシンボルの知的財産権保護のための特別行動計画」を発表
  - 「人民法院の知的財産裁判業務に関する最高人民法院報告書」が発表
- ◆ 典型的な案件の速報-----8
  - 無印良品が名誉毀損により中国の会社へ 600 万円を賠償
- ◆ トピックス-----10
  - 特許文書に記載される数値の精度による影響およびその対策についての検討

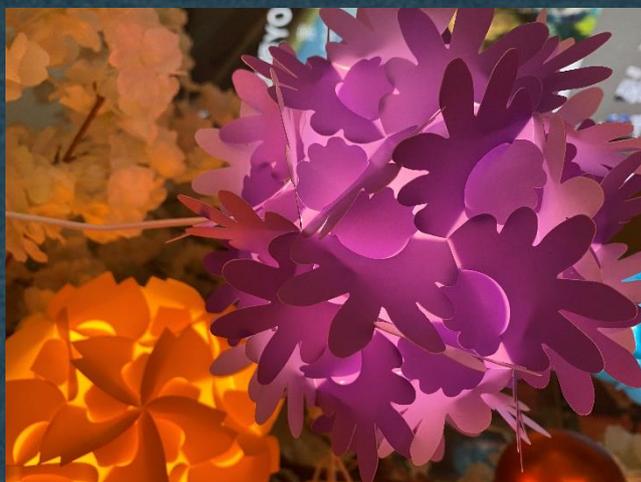
## 天達共和及び知財部のニュース

天達共和法律事務所よりお客様へ

拝啓 冬季オリンピックの開催が近づく北京から、新年のご挨拶を申し上げます。皆様はよい年末・年始の休暇をお迎えになられましたでしょうか。

昨年も様々な出来事や多くの挑戦がございましたが、お客様の多大なるご支援のもと、無事に乗り切ることができ、この場を借りて御礼を申し上げます。

本年も弊所メンバーは一丸となって、これまで以上にお客様のために全力で取り組んでまいりますので、どうぞ引き続き宜しくお願い申し上げます。



by Jassmine.FU

## 天達共和法律事務所 西安支所の開設が承認されました

2021年10月21日、弊事務所の西安事務所の開設が承認されました。これにより、天達共和の戦略的地域は北西に広がることになります。

北京に本部を置く大規模総合法律事務所として、天達共和はすでに中国南西部の成都、中国南部の深セン、揚子江経済ベルト沿いの上海、杭州、南京、武漢に支所を有しております。これまで天達共和は、経済状況が常に変化する内外の環境の下で、地域間でビジネスチーム、パートナーの効率的な配置、調整を実現するため、また、その優れたパフォーマンスをより広い地域へお届けするため、継続的に重要な都市で支所を開設して参りました。



今回の支所開設の承認により、天達共和は、西安で陝西省の経済発展の特徴に精通し、企業の発展ニーズを正確に理解し、外国関連の法律サービスに精通した高レベルの専門家チームを構築することができます。今後、天達共和は、西安という西部地域の経済発展に協力し、一帯

一路の「貿易支点」に依拠して、アジアおよびヨーロッパ大陸の経済発展の脈動を把握し、国際的な商業法務サービスの開発のための肥沃な土地を耕し、西安の法律事務所の発展のための新しい道を開き、西安の重要な法務サービスエリアを構築いたします。

天達共和は、サービス品質の専門化、サービスエリアの多様化、グローバルへのサービス提供を目的として、北西地域の法務サービス市場に新たな活力と血を注ぎ込み、陝西省および北西部の法務構築プロセスの促進に貢献いたします。

弊所パートナーの張嵩弁護士が「中国(山東)自由貿易試験区済南片区知的財産  
司法鑑定業務ステーションの除幕式」で講演

2021年11月10日、弊所パートナーの張嵩弁護士は、中国(山東)自由貿易試験区済南片区知的財産司法鑑定業務ステーションの除幕式及び協力フレームワーク協議の調印式に外賓として出席し、山東省知的財産事業発展センター、市法院、市検察院、市司法局、市市場監督局、市知識産権保護センター等、多数の知的財産に関する政府機関からの出席者に向けて、「中国企業の海外知的財産対応戦略」をテーマに講演を行った。



当該「財産司法鑑定業務ステーション」は、済南片区のビジネス環境向上三年行動方案における重要施策の一つとして、創新主体による知的活動成果の更なる保護等を目的に、当該試験区の知的財産司法鑑定業務の新たな展開のために設立され、当該試験区における企業の知的財産涉外業務のニーズに応え、知的財産の紛争処理にワンストップサービスを提供するものである。

(天達共和の知財部ではお客様のニーズに応え、各種講演・セミナーを開催しております。講演等開催のご要望がございましたら、いつでもご連絡ください)

## 最新の知財動向

### CNIPA が「2022 年冬季オリンピックとパラリンピックのオリンピックシンボルの知的財産権保護のための特別行動計画」を発表

2008 年の北京オリンピックの開催が成功したことを踏まえ、CNIPA 等の部門は 10 月 15 日に「2022 年冬季オリンピック/冬季パラリンピックのオリンピックシンボルの知的財産権保護のための特別行動計画」(以下「計画」という)を共同で発表した。

「計画」は、2022 年冬季オリンピックとパラリンピックの開催前、開催中、開催後の 7 か月以上にわたる知的財産権の特別保護をカバーするために、4 つの段階に分かれている。その中で、主な保護内容は以下のとおりである。

1. オリンピックの五輪のロゴ、オリンピックの旗、オリンピックのモットー、オリンピックのエンブレム、国際オリンピック委員会のオリンピックの会歌、オリンピック、オリンピア、オリンピックなどの独自の名前とその略語。



2. 中国で開催されたオリンピックの名前とその略語、マスコット、会歌、トーチの形、スローガン、「開催都市名+開催年」等の標識、およびその組織の名称とエンブレム。



3. 「オリンピック憲章」および開催都市契約に規定されている、中国で開催されたオリンピックおよびパラリンピックに関連するその他の標識。



「計画」の目的は、2022年冬季オリンピックと冬季パラリンピックのさまざまな知的財産権を包括的に保護し、さまざまな侵害を厳しく取り締まり、国のイメージを示すための良好な環境と雰囲気を作り出すことである。

### 「人民法院の知的財産裁判業務に関する最高人民法院報告書」が発表

2021年10月21日、最高人民法院の周強院長は、第13回全国人民代表大会常任委員会の第31回会合で報告書を発表した。該報告書には、業務の成果、課題と困難、および対策と提案等の3つのパートが含まれる。その中で、業務の成果のパートに重要なデータが含まれているため、抜粋して以下に示す。

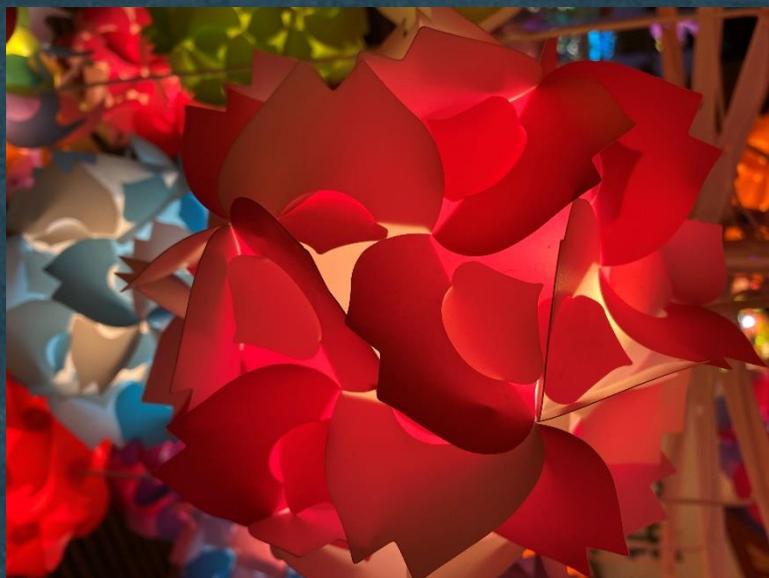
立件件数は、各種知的財産権の一審件数が2013年の10.1万件から2020年の46.7万件に増加し、年平均24.5%増となる。全国の裁判所によって受理された事件の総数の平均年間増加幅より12.8ポイント高い。

結審の件数は、2013年から2021年6月までに、各種知的財産の一審事件が218.1万件、206万件でした。そのうち、専利訴訟が17.3万件、著作権訴訟が131.6万件、商標訴訟が43.7万件、技術契約訴訟が1.8万件であった。

反不正競争裁判は、2.4万件の訴訟が結審した。その中には、eコマースプラットフォーム「二者択一」、「偽のオンライントラフィック」、ブラウザ広告のブロック等のインターネット関連の不正競争事件、「Xiaodu」インテリジェント製品の音声コマンド事件等が含まれる。

商標裁判は、2020年に商標の権利付与と確定一審行政事件が1.6万件結審した。その中で、「海棠湾」商標スクワッティング事件の審理や「王老吉」と「加多宝」間の虚偽の宣伝紛争の裁判が含まれる。

さらに、涉外事件は、「シュナイダー」商標侵害訴訟、ダッソー社のソフトウェア著作権事件、「レッドブル」商標権帰属事件、「ディオール」商標行政訴訟、「シュアンジミファイ」新植物品種権事件、新思会社のソフトウェア著作権事件等が審理され、外国当事者の権利を効果的に保護した。



by Jasmine.FU

## 典型的な案件の速報

### 無印良品が名誉毀損で中国の会社へ

#### 600 万円を賠償

2021 年 7 月に、北京市朝陽区裁判所から、株式会社良品計画（良品社とする）は名誉毀損として北京綿田紡績有限公司（綿田社とする）に約 600 万円の損害を賠償するように判決が下りた。これは「無印良品」商標を巡っての最新の訴訟である。



前回の訴訟では、良品社は 24 類のタオルや毛布等の商品について綿田社が有する「无印良品」（無印良品の簡体字）の商標を侵害すると判決された。良品社は、判決の結果を受け、発効判決の影響排除の義務を履行するために、実体店舗の店頭で次の声明を行いました。

「無印良品は 1980 年に日本誕生以来、株式会社良品計画は日本を含む世界各地に店舗を開設し、「無印良品」と「MUJI」の商標を取得しました。中国大陸では、ほとんどすべての商品とカテゴリに「無印良品」の商標を取得していますが、布、タオル、寝具などの



商品の一部だけに、他の会社から「無印良品」の商標を先取られました。そのため、株式会社良品計画及び良品計画（上海）商業有限公司は中国大陸でこれらの商品に対して「無印良品」の商標を使用することができませんが、2017 年と 2015 年に誤ってこの商標を使用してしまいました。…。現在株式会社良品計画及び良品計画（上海）商業有限公司はこの声明を発表して、上述の行為が北京綿田績物有限公司に

与える影響を取り除くために、弊社はすでに上述の商品の商標表示状況に対して改善しました。」(一部内容を省略)

前記声明に対して、綿田社は、前記の声明では、自社の名称に言及していないが、先行する判決もあり、自社が「無印良品」の商標を先取りした不法者であると消費者に非常に悪い印象を与えてしまうことを理由に、裁判所に提訴した。

本件において、簡体字の「无印良品」の簡体字商標は 2000 年に他の会社により登録され、2004 年に綿田社に譲渡された。一方、良品社は確かに早い時期から「無印良品」を宣伝し始めたが、残念ながら、2000 年以前に中国大陸で使用や宣伝を通じて、24 類のタオルや毛布等の商品に「無印良品」が一定の知名度を得たことを証明することができなかった。そのため、裁判所は、綿田社による簡体字の「无印良品」の登録行為は中国商標法によれば「先取り」行為に該当しないため、先の判決を下した。

実務では、先取り商標に遭遇する場面が多いと思われる。そのような商標の先取りを防ぐためには、関連商品等に対して徹底的に商標登録をしておくことが肝心である。



by Jassmine.FU

## トピックス

### 特許文書に記載される数値の精度による影響およびその対策についての検討

#### はじめに

発明特許および実用新案特許は、数値範囲によって技術的範囲を画定することがよくある。これらの数値範囲は、一般的に、理論的計算または実験での測定を通じて得られる。記録/計算の便利さ、計器の精度、実際の生産での必要などの要因によって、通常、数値を適当な程度で精確にすればよい。一方、特許の技術的範囲の確定、特許権の有効な維持、侵害有無の判断を考慮すると、特許文書において、実際の開発および生産に比べて数値の精度をより慎重に勘案しなければならないことがある。ここで、数値の換算の精度に起因した証拠の開示内容に関する紛争を巡って、特許文書に記載される数値の精度によって権利範囲の特定および権利の行使の過程に生じ得る影響および適当な対策を検討する。

#### 一、背景

特許文書内の数値範囲は、技術説明資料に由来するものであって、さらに詳しくは、実際の研究または生産で記録されたデータに由来するものであるため、当該特許の所属する技術分野および研究/生産部門で通常採用される数値精度から影響を受けることを避けられない。一般的に、専利代理師は、技術説明資料で提供される数値について、その信頼性を十分に信用するため、その精度に対して検討および調整に工夫することはない。しかし、一般的に、同一の技術分野であっても、あるパラメータについて数値の精度基準が公認または明確化されておらず、国家標準にも数値の精度基準は一義的に規定されていない。各部門の間であるパラメータに対して異なる数値の精度を採用していることもあれば、同一の部門内でも時期や人員によって数値の精度が異なることもある。そして、このような数値の精度の差異は、根本的にそれぞれの需要が異なることに起因する。例えば、開発/生産において、ある部門では、あるパラメータを小数点以下  $n$  桁まで精確にすれば十分である場合、当該部門は、更なる高い精度の計器のためにコストをかける動機づけが

ない。このため、前記した数値の精度の差異は、合理的に存在するものであって、長期にわたって存在していく。

## 二、関連法律の規定

《専利法》、《専利法実施細則》、《審査指南》において、数値の精度に関して特別に規定していないが、数値の精度に関する場合は下記の法律規定および解釈に係ずると考えられる。

《専利法》第二十二條第二項に規定される「新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと、いかなる部門又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に國務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許出願文書又は公告の特許文書において記載されていないことをいう」

《専利法》第二十二條第三項に規定される「創造性とは、既存の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることをいう」

《専利法》第二十六條第三項に規定される「明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い」

《専利法》第二十六條第四項に規定される「請求の範囲は明細書を根拠とし、特許保護請求の範囲について明確かつ簡潔に説明する」

北京市高級人民法院《権利侵害判定指南》第 13 條に規定される「クレームを解釈する場合、特許明細書および図面、請求の範囲に記載される関係請求項、特許審査記録および発効した法律文書に記載されている内容を使用できる。前記方法でも請求項の意味が明確にならない場合、参考書、教科書などの周知文献および所属の分野の普通の技術者の通常を理解を参照して解釈できる」。第 42 條に規定される「均等侵害とは、係争侵害技術案の一つ以上の技術的特徴と特許請求項の対応する技術的特徴とが文面で異なるが、均等技術的特徴であることをいい、係争侵害技術案が特許権の技術的範囲に含まれると認定すべきである」。第 43 條に規定される「均等特徴とは、請求項に記載される技術的特徴と基本的に同一の手段

で基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するとともに、所属の分野の普通の技術者にとって創造的な労働を要らずに想到できる技術的特徴をいう」。

### 三、事例の分析

特許出願番号 201310331941.9、発明名称「化学的強化に適するガラスおよびその強化方法」である発明特許は、無効宣告過程で国家知識産権局により維持有効と宣告された。原告は、国家知識産権局による行政決定を不服とし、北京知識産権法院へ行政訴訟を提起した。北京知識産権法院は、一審の決定において、原告の請求を拒絶し、国家知識産権局による係争特許の有効の決定を維持した。

係争特許の特許査定公告文書に記載される請求項 1 は、「化学的強化に適するガラスであって、その組成は、wt%で  $\text{SiO}_2$ : 50-60%、 $\text{Al}_2\text{O}_3$ : 9.7-15%、 $\text{Na}_2\text{O}$ : 12-15.1%、 $\text{K}_2\text{O}$ : 5-8%、 $\text{ZrO}_2$ : 1-5%、 $\text{MgO}$ : 5.5-10%、 $\text{Na}_2\text{O}$  と  $\text{K}_2\text{O}$  の合計 15-19.7% を含有し、且つ、 $\text{B}_2\text{O}_3$  を含有しない。」である。

原告は、証拠 1 (公開番号 WO2012/124757A1 の PCT 出願文献) を提示し、係争特許の請求項 1 が進歩性を有しないと主張した。該証拠 1 には、「化学的強化に適するガラスであって、mol%で 55%~80%の  $\text{SiO}_2$ 、3%~16%の  $\text{Al}_2\text{O}_3$ 、0%~12%の  $\text{B}_2\text{O}_3$ 、5%~16%の  $\text{Na}_2\text{O}$ 、0%~4%の  $\text{K}_2\text{O}$ 、0%~15%の  $\text{MgO}$ 、0%~3%の  $\text{CaO}$ 、0%~18%  $\Sigma \text{RO}$  の(ここで、R が Mg, Ca, Sr, Ba 又は Zn である)、0%~1%的  $\text{ZrO}_2$ 、0.1%~7%着色成分を含有し、Co, Mn, Fe, Ni, Cu, Cr, V および Bi の酸化物群から選択した少なくとも一種の金属酸化物を有する。」と開示されていた。また、証拠 1 の実施例 17 には、 $\text{ZrO}_2$  の含有量が 0.5mol%であると開示されていた。

証拠 1 に開示された各組成の単位 (mol%) を wt% に換算し、係争特許の請求項 1 と対比すれば、係争特許の請求項 1 の組成の大部分が証拠 1 に開示されている。ただし、証拠 1 の実施例 17 に開示された  $\text{ZrO}_2$  の含有量を wt% の単位に換算した後、小数点以下何桁まで精確にすべきか、および精度が異なる数値の間でどのように対比すべきかは、争点になった。

原告は、下記のように主張した。証拠 1 の実施例 17 に開示された  $\text{ZrO}_2$  の含有量が 0.5mol% であり、即ち、当初データで小数点以下 1 桁の有効数値まで精確にし

たので、科学的データ解析方法に従い、当業者は、mol%から wt%までの換算を行った後に、小数点以下 1 桁の有効数値まで精確にすべきである。このため、証拠 1 の実施例 17 に開示された ZrO<sub>2</sub> の含有量を wt%に換算する場合、無効決定での 0.96wt%ではなく、1.0wt%であって、請求項 1 に限定された数値範囲に含まれることになる。たとえ、証拠 1 の実施例 17 に開示された ZrO<sub>2</sub> の含有量を 0.96wt%であると認定しても、この相違点と請求項 1 に限定されている 1~5wt%とは、実質的な差別がない。

北京知識産権法院は、原告の前記主張について、下記のように認定した。請求項と従来技術とは、数値の単位の相違の原因で直接に対比できない場合、単位を換算してから対比すべきである。対比する際に、換算後の正確な数値を持って対比すべきである。両数値が同一または実質的に同一であれば、請求項の新規性を否定する。両数値に差が存在し、且つ誤差範囲内にあると判断できなければ、両数値が実質的に異なり、請求項の新規性を否定できない。証拠 1 では mol%を単位とし、係争特許では wt%を単位とし、この 2 種の比例関係が互いに換算可能である場合、換算後の正確な数値を持って比較すべきである。小数点以下 1 桁の有効数字を保留するか、または 2 桁の有効数字を保留するかに迷うべきではない。有効数字とは、正確に測定できない場合に疑わしい数字に対する処理ルールに関わるものである。一方、本件では、分析測定に関わることがなく、単位の換算だけに関わる。所謂有効数字のルールは、本件と関係しない。両方の当事者は、換算後の有効数字を考慮しない場合、証拠 1 での ZrO<sub>2</sub> の含有量が係争特許の請求項 1 と異なるところについて、異議がない。次に、証拠 1 での数値と係争特許の請求項 1 での 1.0wt%と実質的に同一であるかに検討する必要がある。請求項 1 における ZrO<sub>2</sub> の含有量は、証拠 1 と比べて、絶対値で 0.04wt%だけ異なるが、両者が実質的に同一であるかを判断する際に、両者の間の相対関係で比較すべきである。相対関係から見ると、両技術における ZrO<sub>2</sub> の含有量の間で約 4% (0.04wt%/1.0wt%=4%) の差があるため、この約 4%の差別を誤差範囲内であるとは認定しない。また、証拠 1 の実施例 17 には、0.38mol%の SO<sub>3</sub> が記載され、係争特許の請求項 10 には、0.01-0.5%の Sb<sub>2</sub>O<sub>3</sub> を含有することが記載されているため、化学的強化ガラスにおける組成含有量の記載が十分に正確であることが分かる。これは、前記差が誤差範囲内ではないという判断を証明するものでもある。本法院で法律に依拠して、係争無効決定でなさ

れた、証拠 1 の実施例 17 に開示の  $ZrO_2$  の含有量が請求項 1 の技術的範囲に含まれないという認定が正しい、と判断する。

筆者は、前記事例では、特許文書に記載される数値の精度に関する紛争がある状況について、北京知識産権法院によりなされた認定から、下記の教示が与えられたと考える。

(1) 数値の対比を行う時に、数学分野での四捨五入のようなルールで数値の範囲を解釈してはならず、数値の当初の記載に準じて判断すべきである。例えば、1.2345wt%と 1.235wt%とを対比する時に、計算または測定誤差を理由として前者の小数点以下 4 桁を桁上げてから後者と比較してはいけない。

(2) 数値の精度を解釈する時に、当該数値の記載の他に、明細書における同一または類似のパラメータの数値の精度に合わせて考慮すべきである。例えば、上記事例では、係争特許の請求項 10 に 0.01-0.5%の  $Sb_2O_3$  を含有することが記載されていることを参考にしたため、数値の精度を、小数点以下 2 桁までに精確にしたと認定した。明細書において、小数点以下 2 桁までに精確にした記載と小数点以下 1 桁までに精確にした記載とが混在しているものの、「0.01%」という記載を依拠して同種類のパラメータの「0.5%」を「0.50%」として解釈した。

(3) 均等技術特徴の判断を行う時に、両数値の差の大きさだけによって両者が実質的に同一であるかどうかを判断するわけではなく、両者の相対関係、即ち変化率を考慮しなければならない。例えば、両数値がいずれも小さい数値である場合に、両者の差が小さいとしても、変化率が実質的同一から外れる程度に大きくなることもある。

#### 四、特許文書における数値の記載の対策の検討

前記事例に対する分析を通じて、特許文書における数値の精度が低いまたは記載が統一されていない場合、特許の技術的範囲の確定、侵害の有無の判定に不利な影響を及ぼす可能性があることが分かる。筆者は、このような不利な影響を低減するために、特許文書を書く際に、下記の対策を考慮に入れてもよいと考える。

まず、発明者からの技術説明資料における数値に対して、精度のより高いオリジナルデータを持っているかどうかを発明者に確認する。そのようなデータがある場

合、より高い精度で数値を記載する必要があるかどうかをさらに検討してもよい。

他に、同種類のパラメータの数値に精度が統一されていない状況に対して、発明者に、数値の末桁の 0 を省略したかどうかを確認する。省略していた場合、末桁で省略された 0 を追加して揃えるようにすることで各数値の桁数を統一にしてもよい。

このようにすることで、技術的範囲をより明確にすることができ、請求項が明細書によりサポートされていないという問題を回避できる。これにより、権利範囲の確定、侵害判定の過程での数値の対比を簡潔、明瞭にするため、各当事者が無駄に時間および経費を掛けることを回避できる。

## 五、まとめ

特許文書に記載される数値の精度は、権利範囲の確定及び行使の過程で各当事者の法律行為に影響を及ぼすことがある。特許文書を書く時に十分に高い数値精度を求めることは、特許の技術的範囲を明瞭に画定することに役立ち、数値の対比を簡素化し、不必要な権利範囲確定手続、侵害紛争陥ることを回避できる。

（作者：北京天達共和法律事務所 薛 侖、張 平）



by Jassmine.FU

## お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

### 北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路8号  
亮馬河大廈1座20階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



### 上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路501号  
上海白玉蘭廣場11階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



### 深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路  
國際商會中心2205室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



### 武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街  
191号金禾センター29階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074



### 杭州支所

住所：浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程國際大廈 29 階  
Tel: (86-571) 8501 7000  
Fax: (86-571) 8501 7085  
郵便番号: 310020



### 成都支所

住所：成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階  
Tel: (86-28) 6010 8998  
Fax: (86-28) 6010 9008  
郵便番号: 610094



### 南京支所

住所：江蘇省南京市建鄴区江東中路  
347 号国金センターオフィスビル  
一期 36 階  
Tel: (86-25) 6811 1288  
Fax: (86-25) 6811 1208  
郵便番号: 210019



### 西安支所

住所：西安市高新区丈八二路 11 号  
永威時代中心 27 階  
Tel: (86-29) 8572 7895  
郵便番号: 710065

